

生活について

本校の生活指導は、「自ら自己の進路を開拓し実現していく」という視点から、社会性を身につけることに重点を置いて指導します。

【重点目標】

- 1 基本的生活習慣の確立
時間の自己管理，身だしなみ及び挨拶の励行を徹底する。
- 2 規範意識の醸成
集団での生活であることを意識し，互いの個性を尊重し合い，義務や責任感を大切にす。
公共のマナーやルール，学校のきまりを遵守する。
- 3 学校全体の活性化
学校行事，部活動，生徒会活動等の充実を図り，学校の活性化を図る。
特に部活動への加入を奨励する。
- 4 学習および生活環境の整備
安全への意識を高め，学習および生活環境を整え，安心して学校生活を送れるように努める。

生活のきまり

- 1 登校から下校まで
 - ① 午前8時25分までに登校する。
 - ② 本校はノーチャイム・ノー放送制であるので，常に時間の自己管理を行い，時間厳守を心がけ，連絡事項は各自が掲示板もしくは Teams で確認すること。
 - ③ 登校後の無断外出は認めない。やむを得ない理由で外出する場合は，ホームルーム担任に願ひ出て許可を受けること。
 - ④ 一般生徒(部活動・委員会等以外)の最終下校時刻は 16 時 50 分とする。部活動等の顧問が付く場合は，顧問の指示に従って活動・下校をすること。
- 2 通学
 - ① 学校へ届出をした通学経路で通学すること。
 - ② 自転車通学は，届出許可制とする。自転車通学を希望する者は所定の手続きを経て許可を受け，登録ステッカーを自転車に貼ること。(都条例により損害賠償保険への加入が必要)
 - ③ 自転車通学者は，交通法規を遵守し交通安全に留意して運転すること。安全のため必ず乗車用ヘルメットを着用すること。
 - ④ 自動車、バイク（原付を含む）、キックボード等での通学は、同乗も含めて禁止する。
(ただし、ケガ、病気等の理由で保護者が送迎する場合は除く。)

3 身だしなみ

本校生徒として、「社会性」、「進路実現」を常に念頭に置き、清潔感と明朗さを心がけ、服装や頭髪等を整える。

① 服装

制服規定に基づいて登下校時も含めて正しく着用すること。

《制服規定》

- ・ 4月1日～5月31日の間と10月1日～3月31日の間は、通常服(春秋冬服)とする。
- ・ 6月1日～9月30日の間は、夏季服とする。ただし、6月1日及び9月30日の前後2週間程度は、移行期間とし、通常服、夏季服どちらの着用も認める。
- ・ 期間にかかわらず、式典や校外行事等の学校が指定する日は、通常服着用とする。

	通常服(春秋冬服)	夏季服
上 着	指定のブレザーを必ず着用のこと。 但し、暑い場合は着用していなくてもよい。その際、ブレザーはいつでも所持が確認できるように、カバンの中または椅子背もたれに所持しておくこと。	着用しなくてよい。着用する場合は、指定のブレザーを着用のこと。
ズボン スカート	指定のスカートまたはズボン。	通常服と同様。
シャツ	白色無地のYシャツ型。	通常服と同様。
ネクタイ リボン	指定のものを必ず着用のこと。 ネクタイまたはリボン。	着用しなくて良い。ただしブレザーを着用の場合は、通常服と同様。
靴 下	特に指定しないが、制服・学校生活にふさわしいものを着用すること。	通常服と同様。
ポロシャツ	着用を認めない。	指定されたものを着用すること。

- ・ ベスト・セーター・カーディガン等の着用
寒い時は、ブレザーの下にカーディガン、セーター、ベストの着用を認める。
(ただし、ブレザーは常に着用のこと。)
カーディガン、セーター、ベストの色は、白、黒、濃紺、グレー、茶、ベージュのVネックの無地とする。また、スウェット生地、ラインや編み込みのあるものは不可とする。
- ・ スカート丈は、膝中心を基準とする。また、切るなどの加工はしないこと。
- ・ ネクタイ・リボンは第1ボタンが隠れるように着用すること。

・ 制服以外の着用

教科及び部活動で認められた場合を除き、着用してはならない。※自転車通学时含む

② 頭髪

パーマ、染色等の加工は禁止する。

- ③ 化粧
禁止する(マニキュア, カラーリップクリーム, つけまつげ等も含む)。また、誤解を招くようなものは使用しない。
- ④ 装飾品
ピアス, イアリング, 指輪, ネックレス等は, 禁止する。また, その他制服にふさわしくないものも使用しない。

4 持ち物

- ① カバン
特に指定しないが, 学校生活に適したものとする。
- ② スマートフォン・携帯電話
授業中(授業担当教員が認めた場合はその限りでない)、集会中、考査中の使用は禁止する(電源を切りカバンにしまう)。他は、時と場合を考えて使用すること。
- ③ 貴重品
現金を含めて貴重品は学校へ極力持ってこないようにする。貴重品管理は、各自の責任で行い、場合によっては教員の指示に従うこと。
- ④ 生徒手帳
いつでも確認できるようにしておくこと。
- ⑤ その他
学校生活に不必要なものは持ち込まない。

5 施設設備等の使用について

- ① 施設設備を利用した場合は, きちんともとの状態に戻し, 清掃を行い, ゴミは定められた場所へ捨てること。
- ② 校舎内では上履きを, 体育館では体育館履きを必ず使用すること。
- ③ ガラス, 施設, 用具等を破損したときは, 直ちに担任, 部活動顧問等を通じて生活指導部に届け出て, 原則として実費を弁償すること。
- ④ 更衣は, 体育館更衣室または指定された場所で行うこと。
- ⑤ 飲食は, 時と場所をわきまえて行うこと。歩きながらの飲食は厳に慎むこと。

6 集会・掲示物

集会・掲示物は, 生活指導部へ届け出る。ただし, 営利目的, 人権を侵害するものは認めない。

7 アルバイト

アルバイトは, 学業や部活動等の学校生活に支障をきたす恐れがあるので, 原則禁止とする。ただしやむを得ない事情がある場合は, アルバイトを承認することもある。

8 特別指導

法令に違反する行為, 生命や健康の危険・人権を侵害する行為, 反社会的・非社会的な行為, 学校の秩序を乱す行為は, 特別指導の対象とする。

【指導項目】

飲酒(ノンアルコール飲料含む), 喫煙(電子タバコ含む), 薬物使用, バイク・自動車・キックボード登校, 窃盗・万引き, 暴言, 暴力, いじめ, 恐喝, 考査不正行為(カンニング等), 不正乗車, 無断外出, 器物破損, インターネット(SNS等)の不正使用・不当な書き込み, その他指導が必要と思われる行為